

特定非営利活動法人 NPOまいて 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NPOまいて という。

(所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県多治見市笠原町 2087 番地の6に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 現代社会は地方分権の時代となり、行政の保護に頼らず住民自らが力を合わせ連携して子育て支援や子育てのネットワークを築いていく必要がある。こうした現状を鑑み、この法人は、笠原校区及びその周辺の子どもたち及びその保護者、地域住民に対して、ふれあいや子どもの体験活動、大人の学習会などの事業を行い、笠原町を中心とした子育て環境整備、まちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- ① 社会教育の推進を図る活動
- ② まちづくりの推進を図る活動
- ③ 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- ④ 環境の保全を図る活動
- ⑤ 地域安全活動
- ⑥ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ⑦ 国際協力の活動
- ⑧ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ⑨ 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的達成のため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子ども同士、保護者同士がふれあい、共に汗を流すことができる事業
- ② 子どもの体験を広げる事業
- ③ 子育てに関する学習会や交流会事業
- ④ まちづくりやふるさとづくりにつながる事業
- ⑤ 子どもの安全を守るための事業
- ⑥ 子どもの国際感覚を育てる事業
- ⑦ 生涯スポーツにつながる事業
- ⑧ ふるさとの山や河川を守るための事業
- ⑨ その他、この法人の目的を達成するために必要な①から⑧までの事業に付

帯する事業

(2) その他の事業

- ① 活動資金を得るための資源回収活動
 - ② チャリティーイベント
 - ③ 飲み物・飲食物等の販売及び調理加工
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障のない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同し入会した個人又は団体
- 2 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人及び団体
- 3 名誉会員 この法人に対して功績のあった者または学識経験者・著名人で理事会において名誉会員として推薦され、総会で承認された個人及び団体

(入会)

第7条 この法人の正会員及び賛助会員の入会についての条件は、定めないものとする。

- 2 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 4 名誉会員は、理事会において推薦され、総会の承認を得て名誉会員となる。

(会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、若しくは失そう宣告を受けたとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会するこ

とができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の会費およびそのほかの抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役 員 等

(種類及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員をおく。

- (1) 理 事 5人以上40人以下
- (2) 監 事 1人以上5人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長とし、副理事長、専務理事は必要に応じておくことができる。

(顧問)

第 14 条 この法人に法上の役員の他に顧問をおくことができる。

(選任等)

第 15 条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、専務理事は、理事の互選による。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 顧問は理事会で選任し、理事長が任命する。

(職務)

第 16 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、日常の業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること
- 6 顧問は、この法人の業務に対して理事会に指導と助言を与えることができる。ただし、命令をすることはできない。

(任期等)

- 第17条 役員及び顧問（以下「役員等」という。）の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員によって就任した役員等の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

- 第18条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第19条 役員等が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員等に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反のほか役員等としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 役員等の選任及び解任
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) そのほか運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第 16 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、理事長が指名する正会員がこれにあたる。ただし、第 24 条第 2 項第 2 号および第 3 号の請求により臨時総会を開催した時は、出席した正会員のうちから議長を選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または、ほかの正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) そのほか総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 第16条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書

面、ファックス又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決等)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 事務局

(職員)

第40条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長1人および職員若干名を置くことができる。
- 3 事務局長は専務理事が兼務することができる。
- 4 事務局長および職員は、理事長が任命する。

第8章 資産および会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 補助金および助成金、交付金
- (4) 寄付金品
- (5) 財産から生じる収入
- (6) 事業に伴う収入
- (7) そのほかの収入

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画および予算)

第46条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(予算の変更)

第47条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表および財産目録などの決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、当該事業年度終了後の理事会の議決を経、総会の承認を得なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(予備費の設定および使用)

第 49 条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れそのほか新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第 52 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の過半数による議決を経、かつ法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 53 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散（合併または破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産の帰属先は、解散時の総会において他の特定非営利活動法人、社団法人、財団法人のうちから出席した正会員の過半数をもって決する。

(合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行

う。

第11章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員等は、次に掲げる者とする。

理事長	松本 範夫
副理事長	石黒 元継
同	大岩 幸昭
同	大岩 義之
同	釜倉 智秀
専務理事	加藤 智章
理 事	水野 隆吾
同	杳掛 直美
同	酒井 貞治
同	柴山 由美
同	前田 市朗
同	安藤美智子
同	櫻井 博邦
同	入谷ゆかり
同	加藤 徹
同	白石 真美
同	小澤 直樹
同	水野千恵美
同	堀江 昭貴
同	酒井 美香
同	林 裕子
同	田尻 宣子
同	大桑 智子
監 事	橋詰 俊典
同	佐野 里実
顧 問	小池 昭司
同	伊東 信彦
同	栗倉 美敏
同	平林 道博

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成19年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日か

ら平成19年3月31日までとする。

- 5 設立当初の会費は、第8条の規定に関わらず、次に、掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 0円
 - (2) 賛助会員 年会費 0円
- 6 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。